社保シリーズ

訪問診療にかかる

介護保険と医療保険の算定②

社保研究部

前回は４月に改定された介護保険の変更点と注意点，医療保険との算定調整について述べた．今回は請求書の記載項目の注意点と生活保護法による指定介護機関の申請について解説する．

１．請求に関する書類

介護給付費請求書，居宅サービス介護給付費明細書，介護予防サービス介護給付明細書は，『歯科保険診療の研究』Ｐ236，Ｐ237，Ｐ238からコピーしていただくか，http://www.osakakokuhoren.jp/in_kaigoN/seikyu.htm（国保連合会ＨＰ）からダウンロードできる．

例１　自宅に義歯修理で訪問診療

７月８日　訪問診療料　830点
　　急性対応　232点
　　FD修理　445点
　　義管Ｂ　70点
　　歯科医師の居宅療養管理指導　500単位
　　歯科衛生士の居宅療養管理指導　350単位

７月15日　歯科衛生士が単独訪問し居宅療養管理指導　350単位

注）○居宅療養管理指導（介護保険）と歯管（医療保険）との併算定はできないが，義管とは併算定できる（６月15日号４面参照）．
　　○医療保険では，歯科衛生士の単独訪問は診療実日数にカウントされないため「１日」と記載するが，介護保険ではサービス実日数にカウントされるため「２日」となる．

医療保険：レセプト

実日数	１日
管理	義管　70
歯冠修復及び欠損補綴	床修理　445×１
（全体の）その他欄	訪問診療料１　830×１　急性対応232×１
摘要欄	８日　訪問診療１　○：○○～○：○○ △△△のため通院困難　（エンジン）　（介）

介護保険：介護給付費明細書と請求書

２．生活保護法指定介護機関指定申請

１）要介護１～５：生活保護法指定介護機関指定申請

生活保護者に居宅療養管理指導を実施する場合に申請が必要になる．ただし，2000年４月１日時点で既開設であれば申請は不要である．

２）要支援１，２：生活保護法指定介護機関指定申請（介護予防）

生活保護者に介護予防居宅療養管理指導を実施する場合に申請が必要になる．この申請は，すべての医療機関に義務付けられている．

下図は大阪府知事宛の様式で，①および②の申請書が一体になっている（http://www.pref.osaka.jp/annai/attach/s_0000-0633_２_1.pdf#search＝'生活保護法指定介護機関指定申請（介護予防）大阪'）．ただし，大阪市，堺市，東大阪市，高槻市は独自様式で市長宛に提出する．

生活保護法による指定申請書の提出先

市町村名	提出先
大阪市	各区の保健福祉センター
堺市	各区の保健福祉総合センター
上記以外の市および島本町	各福祉事務所
豊能町，能勢町	池田子ども家庭センター
忠岡町，熊取町，田尻町，岬町	岸和田子ども家庭センター
太子町，河南町，千早赤阪村	富田林子ども家庭センター

連絡先はhttp://www.pref.osaka.jp/shakaiengo/fukusi.htmlを参照．